

勤務時間外における地震発生時の職員初動対応について

地震時における市職員の配備基準は地震の規模により異なるが、勤務時間外における参集場所は、市庁舎となっており、庁舎から遠方の職員については、参集に時間がかかり、避難所における避難者情報、避難所の開設などの初動対応が遅れる。

大規模地震の発生時においては、迅速な被害状況や避難者情報の把握、また、避難所の安全確認及び開設・避難者の収容などの初動対応が求められる。

については、勤務時間外に地震が発生した職員の初動対応を以下のとおりとする。

- 勤務時間外における地震発生時の際は、直近の指定避難所を兼ねている指定緊急避難場所へ直接参集する。(担当する避難場所を予め割り当てる)
- 直接指定緊急避難場所へ参集する基準は、福寿町観測所「震度5弱以上」とする。
- 初動対応業務は以下のとおり
 - ・被害状況、避難者数状況を市へ連絡(連絡手段は情報配信メールを活用)
 - ・施設の安全が確認できるまで住民を安全な場所で待機させる
 - ・施設を開錠し施設の安全点検実施
 - ・避難所の開設が必要になった場合、避難者受付及び受け入れ
- 区の集会所等が指定避難所に指定されている避難場所については、初動対応を区に依頼
- 直近に職員が不在の避難場所については、これまで同様に市役所へ参集後、公用車で対応する。

〔地震時における市民の避難行動と職員配備体制のイメージ〕
(勤務時間外、震度5弱以上)

